

さいたま市チャレンジスクール運営支援業務

企画提案実施要項

本件への参加に際しては、必ずこの「さいたま市チャレンジスクール運営支援業務企画提案実施要項（以下、「実施要項」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- 1 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- 2 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- 3 提出された書類は、返却しません。

問合せ先及び提出先

担当	さいたま市 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課 家庭地域連携係
所在地	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 (さいたま市役所第二別館2階)
TEL	048-829-1703
メールアドレス	shogai-gakushu-shinko@city.saitama.lg.jp

1 業務の概要

- (1) 件名
さいたま市チャレンジスクール運営支援業務
- (2) 業務内容
「さいたま市チャレンジスクール運営支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
さいたま市浦和区岸町4丁目1番29号 外
- (5) 提案上限額
146,685,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意してください。

2 業務の実施

本業務は、「公募型プロポーザル方式」により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、仕様書及び企画提案書並びに各種関係資料等に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 参加資格

本件に参加（企画提案書等の提出）を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならぬものとします。

- (1) 周知日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に業務「その他業務」の受注希望業務「人材派遣業務」又は「学力検査業務」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、本件に参加していない者であること。

- (4) 本プロポーザルの周知日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (5) 令和2年度以降、文部科学省又は地方公共団体の実施する事業において、学校教育に関する事業、放課後子ども教室又は地域未来塾事業に係る業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

4 資料及びその交付方法

- (1) 交付資料
- ア 実施要項
 - イ 仕様書
 - ウ 「さいたま市チャレンジスクール運営支援業務」優先交渉権者選定基準（以下、「選定基準」という。）
 - エ 「さいたま市チャレンジスクール運営支援業務」企画提案書等作成要領（以下、「作成要領」という。）
 - オ 提出書類各種様式（詳細は「別表1各種様式」の様式1～6を参照）
- (2) 交付方法
- ア 1ページに記載の「問合せ先及び提出先」窓口にて交付します。
 - イ さいたま市ホームページからダウンロードできます。
【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→
【プロポーザル方式】→【さいたま市チャレンジスクール運営支援業務 企画提案の
募集について】
- (3) その他
- ア (1)ア～オの資料は、本件以外で使用することはできません。
 - イ さいたま市契約規則、さいたま市業務委託契約基準約款（情報セキュリティ特記事項）、さいたま市個人情報保護条例は、さいたま市ホームページにて確認してください。
- (ア) さいたま市契約規則、さいたま市個人情報保護条例
- 【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→
【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】
- (イ) さいたま市業務委託契約基準約款
- 【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→
【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約基準約款（規程集）】

5 説明会

- (1) 本件にかかる説明会は、開催しません。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、「7 質問及び回答」を参照してください。

6 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により「参加意思表明書」を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ア 「別表1 各種様式」の「様式1 公募型プロポーザル参加意思表明書」
 - イ 3 参加資格の(5)を証明する書類（契約書の写しと履行を確認できる書類等）
- (2) 提出方法

持参又は郵送とします。
- (3) 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。
- (4) 提出場所

1ページに記載の「問合せ先及び提出先」を参照してください。
- (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先
 - ア 受領期限

令和8年1月30日（金）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）等の到達記録が確認できる方法により提出すること。
 - イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課
- (6) 参加資格の確認

「参加意思表明書」等を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和8年2月5日（木）付で発送します。

7 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

- (1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。
- (2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

 - ア 質問書の様式は、「別表1 各種様式」の「様式2 質問書（プロポーザル）」とします。本様式に質問事項等を入力してください。

イ 電子メールの標題は「プロポ【質問・(提案者名)】チャレンジスクール運営支援業務」としてください。これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ 電子メール送信後、1ページに記載の「問合せ先及び提出先」に、到達確認の電話をお願いします。

オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しません。

(3) 質問の提出先

1ページに記載の「問合せ先及び提出先」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和8年2月5日（木）までに、さいたま市ホームページ上に公表します。ただし、質問者の名称は公表しません。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【チャレンジスクール運営支援業務 企画提案の募集について】

8 企画提案書等

(1) 企画提案書等の内容

作成要領に従い、提案内容を記載してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 提出書類一覧」を参照してください。

イ 提出方法

持参又は郵送とします。

ウ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

エ 提出場所

1ページに記載の「問合せ先及び提出先」を参照してください。

オ 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

(ア) 受領期限

令和8年2月13日（金）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）等の到達記録が確認できる方法により提出してください。

(イ) 送付先

6(5)イに同じ

(3) 企画提案書等の受理

ア 「さいたま市チャレンジスクール運営支援業務」優先交渉権者選定基準（以下「選定基準」という。）の「5 提案者の失格」に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表3 提出書類一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。

イ 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることがあります。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1ページに記載の「問合せ先及び提出先」を参照してください。

9 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

(1) 実施日時・場所

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施日時の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

3名以内とします。

イ 説明時間

20分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を20分設けます。

ウ 説明方法

(ア) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(イ) パソコン及びプロジェクタ、スクリーンの持ち込みは可能です。市（業務主管課）において、プロジェクタ等を準備することも可能ですので、必要な場合には、事前に相談ください。なお、企画提案書以外の資料配布は認めません。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ、商標等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

10 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「さいたま市チャレンジスクール運営支援業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、選定基準を参照してください。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が市（業務主管課）の要求を満たしている企画提案書について評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が市（業務主管課）の要求を満たさないものであると判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

郵送により各提案者に送付します。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提案書は無効となります。）

- (1) 3 参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が実施要項に記載されている提案上限額を超えている場合
- (5) プrezentationに参加しなかった場合

選定基準の「5 提案者の失格」を参照してください。

12 プrezentationの不参加

「参加意思表明書」等を提出後、本業務のプレゼンテーションに参加しない場合は、次のとおり申し出てください。

(1) 提出書類

「別表1 各種様式」の「様式6 辞退届」

- (2) 提出方法
持参または郵送（事前に電話連絡をしてください。）
- (3) 提出期限
「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。
- (4) 提出場所
1ページに記載の「問合せ先及び提出先」を参照してください。

13 特記事項

- (1) 本業務に係る予算が本市議会で可決されない場合又はその他の理由により本業務が実施できなくなった場合にあっては、どの提案者とも契約を締結しないことがあります。
- (2) 企画提案書提出期限日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがあります。

別表1 各種様式

様式番号	名称
様式1	公募型プロポーザル参加意思表明書
様式2	質問書（プロポーザル）
様式3	企画提案書（プロポーザル）（表紙）
様式4	見積書
様式5	委任状
様式6	辞退届

別表2 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始（周知日）
令和8年1月15日（木）
・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間
令和8年1月15日（木）から令和8年1月30日（金）まで
・窓口及びさいたま市ホームページにて交付
参加意思表明書受付期間
令和8年1月15日（木）から令和8年1月30日（金）午後4時まで
・「様式1 公募型プロポーザル参加意思表明書」を用いること
参加資格の確認通知
令和8年2月5日（木）付で通知予定
・郵送により通知
質問受付期間
令和8年1月15日（木）から令和8年1月30日（金）まで
・電子メールでのみ受け付ける。「様式2 質問書（プロポーザル）」を用いること
・回答は令和8年2月5日（木）までにさいたま市ホームページに掲載予定
企画提案書等受付期間
令和8年2月5日（木）から令和8年2月13日（金）午後4時まで
・提出書類については、別表1及び別表3を参照
プレゼンテーションの不参加に係る辞退届
参加意思表明書等提出日からプレゼンテーション実施日の前日まで
・「様式6 辞退届」を用いること
プレゼンテーション
令和8年2月20日（金）または、2月24日（火）に実施予定
・実施日時の詳細及び会場については、追って通知
審査結果通知
令和8年2月下旬に通知予定
・郵送により通知
契約
令和8年3月を予定

注1：本件の詳細については、必ず実施要項本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

別表3 提出書類一覧

No.	書類名	提出部数	提出期限
1	公募型プロポーザル参加意思表明書（様式1） ・3 参加資格の(5)を証明する書類（契約書の写しと履行を確認できる書類等）を添付すること	1部	令和8年 1月30日（金） 午後4時
2 ※	企画提案書（表紙は様式3、本文は任意書式） ・表紙（様式3）は正本1部にのみ添付すること ・企画提案書中に企業名、企業ロゴ、商標等を記載しないこと ・用紙サイズはA4縦形式（A3折込可）、横書き、両面印刷とする。ページ数は目次を含めて50ページ（A3折込は1枚を2ページと数える。）以内とし、ページ番号を付与すること ・書類を綴じ込み、選定基準の「表1 企画提案書」の評価項目ごとにインデックスを付すこと	正本1部 副本9部	令和8年 2月13日（金） 午後4時
3	見積書（様式4） ・さいたま市競争入札参加資格者名簿に登録された、代表者以外の者が見積書を提出する場合は委任状（様式5）を提出し、併せて委任者の名前が確認できる身分証明書（運転免許証等）を提示すること ・見積書の金額には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること ・見積書には、見積内訳書（任意書式）を提出すること	1部	

※2の書類は作成要領にしたがって作成すること。